

平成 23 年 3 月 31 日
財政危機対策部会

東北地方太平洋沖地震対策と平成 23 年度予算の執行について

東北地方太平洋沖地震は、今日、大規模な複合的災害として国民生活と日本経済に大きな打撃を及ぼしてきており、区は区民生活の不安の解消に努めるとともに、被災者支援に全力で当たることが求められている。

他方、今回の震災による日本経済の悪化に伴い、区財政も、今後、深刻な状況に直面することが想定される。区では、これらの状況を十分に考慮し、慎重な財政運営を行うことが必要となっている。

そこで、23 年度予算の執行にあたっては、先に実施した平成 23 年度予算の見直し調査において、各部課が提示した項目を含め、以下の方針に基づき適切な執行に努めるものとする。

なお、指定した事項については、別途協議するものとする。

また、平成 23 年度当初の震災対策経費への対応としては、当面平成 22 年度に引き続き予備費を充当することとし、その後、必要に応じて平成 23 年度第二回区議会定例会において予算補正を講じる。

記

1 震災対策について

震災対策にあたっては、区民生活の安全安心の確保を図るとともに、災害援助協定を締結している南相馬市民をはじめとする被災者の支援に万全を期すものとする。

(1) 区民生活の安全と安心の確保について

- ・ 区立施設の安全性の確保
- ・ 区民の不安解消に向けた対策
- ・ 緊急経済対策等

(2) 被災者支援

- ・ 南相馬市の要請に基づく支援
- ・ 区内避難者に対する支援

2 電力不足に伴う節電対策等について

長期化が予想される電力不足に対しては、危機管理対策会議決定に基づき全庁的に節電対策を行い、施設の開設時間の短縮及び超過勤務等の縮減を図る。

- (1) 施設の開設時間の短縮
- (2) 全庁的な節電による光熱水費の縮減
- (3) ノー残業デー実施による超過勤務等縮減

3 区の行事・イベントについて

行事・イベントについては、これらが地域社会と区内経済の活性化に果たす役割を十分に認識したうえで、震災被災者支援・復興支援チャリティーとしての位置づけを加えるなど、工夫を凝らした上で原則実施する。

また、実施時期や開催時間等については、節電等の考慮を払い設定するものとする。

4 施設建設等投資事業について

国の財政が復興財源捻出へと転換する中で、国の各種交付金及び補助金が見込まれない状況に加え、建設資材の高騰が予想される中で施設建設にあたっては、以下の考えに基づき、財政課と協議して行うものとする。

- (1) 耐震改修に伴う工事は優先的に実施する。
- (2) 国・都の交付金・補助金等が見込まれるものについては、その可能性を見極め実施する。

5 事業仕分け対象事業について

平成22年度の事業仕分け対象事業で平成23年度に実施・検討することになっているもののうち、前倒しできるものについては、早期に検討・実施する。

6 新規・臨時事業について

現在、計画・実施を予定しているものであっても、後年度負担が見込まれるものは、慎重に事業を再検討し、実施時期等を見極める。

7 既定事業について

既定事業についても執行方法の効率化や改善に努め経費節減を徹底すること。